

# 本渡支部法人セミナー(12月14日(金))

演題：「おさえておくべき民法改正～契約のルールが変わる」

講師：宮田総合法律事務所 弁護士 袋田知花 氏

民法のうち債権関係の規定（契約等）は、明治29年（1896年）に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正がされていませんでした。

120年ぶりの民法改正について、重要な所を説明いただいた。

(27名参加)

